同　意　書

　八幡平市高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱第７条の規定による申請に当たり、次に掲げる事項について同意します。

１　八幡平市高齢者等緊急通報体制整備事業の利用に当たり、緊急通報時に関係機関等が敷地及び住宅内へ立ち入ること。

２　緊急通報時に関係機関等が住宅内へ立ち入る際、救助や援助等に必要な限度において家屋の窓ガラスや鍵等に破損を生じることがあっても、市及び関係機関等に対し不服の申立て及び損害賠償の請求を行わないこと。

３　八幡平市高齢者等緊急通報体制整備事業の実施のために必要な情報を市が委託する事業者へ提供すること。

４　貸与された緊急通報装置を故意又は過失により破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を申し出るとともに、当該緊急通報装置の損害に係る実費を負担すること。

年　　月　　日

八幡平市長　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞